

よくある質問

空き家を買いたい・借りたい方

Q1 空き家バンク利用者の対象はどのような方ですか？

現在、お住まいの場所（住所）は問いません。町内の方でも利用できます。野木町への移住定住又は定期的な滞在を目的として購入（賃貸）希望をしている方を対象にしています。

Q2 空き家バンク登録するには、登録料、仲介手数料などの費用はかかりますか？

空き家バンクへの利用登録費用はかかりません。ただし、宅建業者による仲介のため、契約成立の際は、法律で規定されている仲介手数料が発生します。そのほかに、敷金、礼金、管理費等や登記事項などの変更が必要な場合は別途費用がかかる場合があります。

Q3 登録は何年間ですか？

登録は2年間です。再登録も可能です。なお、登録内容を変更する場合は変更手続きが必要です。

Q4 物件の所在地を教えてくださいませんか？

空き家の所在地は所有者の方の個人情報になりますので、利用者登録の前にお教えすることはできません。空き家バンク利用者登録をしていただいた後にお伝えできます。

Q5 物件を見学（内覧）したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

物件見学を希望される場合は、まず「空き家バンク利用登録申請書」の提出が必要になります。申請後、「空き家バンク利用登録完了通知書」を交付しますので、その後、見学希望の旨、町に申し込みください。

Q6 空き家物件にはすぐ住めますか？

家財の撤去や修繕などが必要な物件もあります。それぞれの物件で条件が異なりますので、物件の所有者（担当 宅建業者）にご確認ください。

空き家バンクの補助金を利用するには

Q1 空き家バンクを利用すると使える補助などはありますか？

空き家バンクに登録した売買物件のリフォーム工事、家財道具の処分に対して補助金を交付しています。詳しくは空き家バンクリフォーム補助金「補助金の手引き」をご覧ください。賃貸物件は対象にならないのでご注意ください。